

七戸町予定価格事前公表事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札前に予定価格（入札に付する物件に関する仕様書及び設計書等によって予定する当該物件の価格をいう。以下同じ。）を公表する場合の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(予定価格の入札前の公表)

第2条 予定価格を入札前に公表して実施する入札は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により、随意契約によるもの及び法令の規定により予定価格を入札前に公表して入札を実施することができないものを除き、町が発注するすべての入札とする。

(公表の方法)

第3条 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）は、入札参加者の縦覧に供する設計図書に記載する。

(工事費及び積算内訳書の提示)

第4条 町長は、入札の執行に当たり、入札参加者に対し、特記仕様書（建築・営繕工事等にあつては、数量公開における内訳書）に規定する入札物件内容の数量、単価及び金額を明らかにした工事費及び積算内訳書の提示を求め、その内容を確認するものとする。この場合において、入札参加者が工事費及び積算内訳書を提示しないとき、又は工事費及び積算内訳書の内容が著しく不相当なときは、その者は入札に参加できない。

(入札執行回数等)

第5条 予定価格を入札前に公表して入札を実施する場合の入札執行回数は、原則として1回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、指名替え等を行うものとする。

(指名業者の事後公表)

第6条 指名業者は、事後公表とし、現場説明は行わない。

附 則

この要領は、平成17年6月20日から施行する。